

平成25年第4回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

---

開 会 平成25年12月10日

閉 会 平成25年12月12日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（12月11日）

---

出席議員 6名

2番	藤田修一君	3番	森弘美君
4番	坂本豊君	5番	久慈省悟君
7番	山舘清剛君	8番	木村修君

---

欠席議員 1名

6番 青木倉元君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久慈修一君
会計管理者	小松生佳君
総務課長	坂本亮君
税務課長	越田茂弘君
住民課長	山谷美代子君
健康福祉課長	佐井邦彦君
教育長職務代行者 教育課長	坂本勝教君
産業振興課長	坂本勲君
建設課長	柿崎真人君
農業委員会事務局長	大川誠治君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	芳 賀 作 君
議 会 事 務 局 次 長	佐 藤 一 仁 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

2 番	藤 田 修 一 君
3 番	森 弘 美 君

---

議事日程（第2号）

第1 諸般の報告

第2 一般質問 5番 久慈 省悟議員

第3 一般質問 4番 坂本 豊議員

第4 一般質問 2番 藤田 修一議員

午前9時41分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は6名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第1、諸般の報告を行います。

去る10月29日に行われた広報編集委員会において、広報編集委員長に坂本 豊委員が、また、12月10日に行われた産業建設常任委員会において、副委員長に山舘清剛委員がそれぞれ選任されましたことを報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第2 一般質問 5番 久慈省悟 議員

○議長（木村 修君） 日程第2、一般質問を行います。

今回の一般質問は3名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、5番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） おはようございます。住民の皆さんご苦労さまです。

それでは、通告順位に沿って質問をいたします。

初めに、蓬田紳装の役員について。

役員表を11月21日に、我々議会側に示しましたが、これは予定表ということで示したわけですが、新採用人事及び降格人事についてお伺いいたします。

蓬田紳装が創立して、36年になります。坂本大博村長が、当時、村にも企業が必要だということで、苦勞に苦勞を重ねて、やっとの思いでつくったと思います。平成11年の第2工場建設により、職員数が100人足らずから現在では250人ほどに成長しました。そして、ここ四、五年の間に売り上げは監査報告で当時来ておりますので、私たちも覚えております。6億円前後から8億5,000万円まで成長しました。

また、時代とともに新陳代謝を図り、若手を登用し、社内全体にやる気を出させて実績が出てきたことは間違いがございません。若手の登用こそ、これからのアパレル業界での生き残りが必要です。

私は、このアパレル業界を勝ち抜くための政策は、やはりこれからは活力ある会社を

目指す、つくっていくためにも大変重要なことではないかと思えます。役所と違って、企業というのは、実績主義でございます。実績を最大限に評価されるのは当然だと思うのですが、そこで、村長にお伺いいたします。

新専務は、約4年前に当時83歳か84歳だったと思えますけれども、高齢ということで退職され、最終的には退職金まで受領しております。にもかかわらず、なぜ現在90歳近い高齢者を再起用するのか、村長にお尋ねします。

村民も、紳装社員の皆さんも理解を得られるとは思えません。一般企業は、県内外を問わず、70歳代で大体第一線を退いています。それが本来スタンダードな考え方ではないのか。また、前専務を初め、社内から登用した若手役員は、営業成績を格段に伸ばし、御幸毛織及び、関係各社に絶大な信頼を得たものも紛れもないものと信じております。彼らこそ、これからの紳装を背負っていく役員であるにもかかわらず、なぜ役員をおろしたのか、まことに私は残念でなりません。その理由は何かあわせて答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） ふなれで申しわけありません。この場で説明をさせていただきます。

質問の内容は2点あったかと思えます。

1つは、高齢者である現在の田中専務をなぜ雇用したかということと、もう一つは、業績が伸びているが、その若い人方を雇用したのに、なぜおろしたのかという質問だと思います。

現在、蓬田紳装の中身について、いろいろと検討しています。私は蓬田紳装というのは、村の村有の企業であるというふうに考えております。村有企業である以上、私たち村民が常に提案したものについて私たちが決定できるというのが、取締役の要するに役員会の構成でなければいけません。私たち村が提案しても、その取締役会において議決をされない構成、すなわち、前の構成を申し上げますと、取締役10人に対して使用人取締役、要するに職員から取締役に選任された者が6名ございます。60%の議決権を使用人側が持っているということをまずご理解いただきたい。村側が提案したものが、必ずしもそれが議決されるという取締役構成ではございません。まず、この点について、私は村の主張が通らないのではないかと。この点から新しい役員人事を考えて議会に提出したものでございます。

まず、田中専務が高齢であるということは私も重々存じてございますけれども、現在の紳装の職員の組織構成というのは、皆さんよくわからない部分があるかと思いますが、課長制、班長制であったものをユーティリティ制度というものに変えました。ユーティリティとは何かというふうになると、欠員が出た場合に、そこに入るんだそうでありませう。そのユーティリティの中に、班長職を1つにまとめて入れてございます。課長職というのがなくなりまして。それらの方を取締役という形で登用したわけでございます。それに従いまして、取締役でございますので、実際は会社の役員でございます。労働者と兼務ではございますが、役員でございます。それなりの責任を負うこととなります。その組織が既に壊されたということに対しまして、私の見解でございますけれども、この組織を立ち直らせるということが最大の問題になっているというふうに解釈してまいります。といいますのは、会社というのは1つのチーム、班、班における責任を全うして、そしてそれがさらにその班を課長が束ねて責任をとって運営されているというふうに考えて、私は構成上、そのように考えております。

ですので、取締役に権限を集中して、1人の取締役が40人も50人も職員を管理するという体制は、私は無理だということから、これを立ち直らせるためには、高齢でありますけれども、前にこの組織をつくり上げてきた田中専務が一番妥当であろうということで、無理に私からお願いしたという経緯でございます。

次に、売り上げを伸ばしている。要するに若い人方をやる気を出させて、売り上げを伸ばしているというふうにおっしゃっておりますけれども、私、その選挙に出る以前からちょっと情報を見ております。もちろん議員として、決算書もいただいております。その中で、平成22年度は6,700万円だったと思います。その中で3,000万円程度の利益を上げてございます。平成23年度は8億1,000万円の売り上げに対して、2,400万円の利益でございました。平成24年度の決算では、8億3,000万円の売り上げに対して240万円の利益でございました。じゃあなぜ、平成23年度が8億1,000万円であったのに、平成24年度、次の年は8億3,000万円を売ったのに、240万円しか上がらなかったのかということが1つの問題でございます。

その利益の圧縮ということについて、非常に私も疑問を持ちまして、要するに組織を壊しちゃうと、いろいろな面で不便が出るということでもあります。皆さんご存知かもしれませんが、役員というのは株主総会によって決定され、会社法という法律によって、その役員の職務が決められております。いわゆる労働者とは違った面で自分た

ちが法の制約を受けるということなのであります。したがって、私は、やる気だけではこの会社はもたないということです。すなわち、役員体制が悪く、経営状況が悪くなりますと、幾ら売り上げを伸ばしても利益が伸びてこない。これはすぐに改善をしないと、会社そのものの存亡の危機になるというふうに解釈をいたしまして、私としては11月21日の役員名簿案を提示したわけでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） ありがとうございます。

田中専務の件でお尋ねしますけれども、給与は、村長は月払いで払おうとしていますか、それとも年棒でしょうか。その額というのはどのように考えているのか、お知らせできればお知らせしていただきたいと思います。

そしてまた、生産性の向上を目指さなくてはならない企業にとって、現場に私は業務に従事しない新たなデスクワークの間接員という方をまた雇うということは、非常にまたその人の需要の分を稼がなくてはならなくわけです。その分あれば、働いているそういう従業員の士気を高めるために、ボーナスに、以前はボーナスがなかったみたいですが、近年では多少なりともボーナスを出せるようになってきたというのも、議員の皆さん、我々報告を受けて知っているんですけども、そういったボーナスに加算したほうがはるかに双方にプラスに働くのではないのでしょうか。私はそう思っております。

そして、また、新専務が以前、紳装の名前で車を買って、自分の車として取り扱っていましたが、またそのようになるのでしょうか、こちらも加えて話せるようでしたらお話したいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 年棒については、今のところ月額というように考えてございます。額については、今ちょっと控えさせていただきます。

それから、デスクワークとしての、常務のお話だと私は思うのでありますが、現在そういう先ほども答弁いたしましたように、会社の組織というものを考えて、この組織を立ち上げさせます。現在、作業中でございます。この組織を専務が高齢であるがために、この組織を引き継ぐための職員ということで、前にも常務を置きましたので、今回も常務を置かせていただきました。いわば、専務の後任だというふうに私は考えております。

それから、車の件でございます。車については、以前はどのような形でやっていたのかは、私よく存じません。しかし、現在は、田中専務が直接自分の車で会社に来ておりま

す。高齢でございますので、私も大変心配していますが、これについては、本人と話を  
して、前どうであったのかということをもう一度お話を進めさせていただきます。  
現在では、本人が自分の車で来ているということでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 村長から常務の件だと思いますけれどもという発言がありました  
けれども、私は新常務に対しては、農協当時、部長をしております、米の水分計算等  
もあの方が全部行われたと。優秀な方だと聞いておりますので、古川村長時代も常務と  
いう立場に入れております。ですから、その件に関しては、私は別に反対をしておりま  
せん。ただ、旧佐々木専務は、専務をしながら現場でも働いていたわけです。ですから、  
現場で働くということは、自分の所得のカバーをできるというふうに考えます。あくま  
でも新専務は、そういう現場では働きません。ですから、給料をもらう以上は、その給  
料というのは、逆にもとの専務でもよかったのではないかと。その人の分の給料があれ  
ば、従業員にボーナスに加算したほうがよろしいのではないかとこの考えを先ほど申し  
上げたわけで、平成23年12月議会において、紳装の民営化について、前村長に私は質問  
をしております。そのとき、久慈村長は、「久慈省悟さんの民営化は意味がわからない  
」と、私は言われた記憶がございます。私は、村長イコール社長というふうになっ  
てきましたけれども、村条例には村長が社長でなくてはならないとか、そういうのは載っ  
ていません。それは役員についてもそうです。私は、村長は会長職になり、社長は紳装  
関係者の中から選出し、その方の采配で運営していくのが村も紳装も何より働く従業員  
の皆さんにとっても一番の得策と信じます。これが、当時私が民営化を訴えた見解でご  
ざいます。

これからは、筆頭株主である村と紳装の関係は、そのような方向で行くのが一番望ま  
しいのではない。なぜなら、村長選挙があるたびに、前にこのときも前村長に質問しま  
したけれども、中で働いている人たちが、大変右往左往し、何かと仕事のしづらい環境  
になっているのが現状でございます。そういうのを含めまして、村長イコール社長では  
なく、会長職になり、中から社長業をする人を選び、また御幸毛織から連れてくるとか、  
さまざまそういう方向でみんなで話し合っ決めていったらよいのではないかと。この  
ように思っているわけです。

次の質問に入ります。

2番目に、役員起用についてお伺いします。

皆さん、「炭鉱から観光へ」とうたって、破綻した自治体もご承知のとおりと思います。国では、このような悲劇を避けるために、平成18年4月に、指定管理者制度というのを導入して、民間の活力を生かして、運営に当たると。これは負債を抱え、本体の財政が窮地に追い込まれる。こういうのを防ぐのが第一目標でございます。議員を役員に関与させる狙いは、先ほど村長はお話ししましたがけれども、私は指定管理者制度で、本体から切り離しを狙う制度導入に対して、議員が介入したりしていくということは、指定管理者制度というものに対して逆行しているのではないかと。このように懸念するところでありましてけれども、村長はどのようにお考えか答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 指定管理者制度を使って、村から切り離して、経営を独自にやったらどうかというご質問かと思えます。今の1回目の答弁の中で申し上げましたけれども、この久慈省悟議員から提案もいただきましたけれども、民営化がよくわからないと申しますのは、民営化をするというその中身であります。資本を相変わらず、要するに株式を相変わらず持っていながら、民営化するという言葉がよくわからないんであります。民営化そのものは、株式を全部民間に渡して、あるいは会社を他の会社に渡したやる民営化なのか、それとも、公設民営化という意味なのか、その辺がよくわからないというのが私のわからない見解であります。

じゃあ民営化させて、採算がとれなくなったときに、誰が責任をとるのかというところが一番の焦点であります。指定管理者制度もご存知のとおり、そのような内容だと私は問題がそこにあるというふうに考えてございます。現に今、いろいろな形で第三セクターの赤字を補填しているものもございまして。指定管理者制度という制度を使ってやるにしても、250人の大きな職員、社員を抱える蓬田紳装について、指定管理者制度を敷くというのは少し無理があるようであります。今黒字体質にやっとなりかけたこの会社をもう少し今の形で存続させて、私たちが安心して任せられるような会社にすることが今最も求められることだろうと、私は思っておりますので、指定管理者制度については、私は今現在考えておりません。以上でございます。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） はい、ありがとうございます。

村長、私はね、指定管理者制度にのっかって、そういう制度に任せたらどうですかと質問したのではなく、炭鉱から観光へ、そうやってうたった破綻した自治体も皆さんわ



かりますよね。そういうふうにならないために、村長、「炭鉱から観光」は、実際の名前を言えないからね。炭鉱から観光にどんどん移って、あれもこれもって手を広げていって、その自治体の所有として、いろいろやってきたけれども、そっちの赤字を擁護していったために、結局本体の自治体がだめになってしまっただけで破綻したと。こういうのを防ぐために、結局国では、指定管理者制度というのを導入していったということを説明しただけでして、それを蓬田紳装も指定管理者制度に任せてやらせたらという質問をしたわけじゃないんですよ。ただ、理解してもらいたいのは、こういうことの悲劇を避けることを国はこういう制度を導入したのだということを理解していただきたいと思います。

2番目の質問に入りますね。隣接する町にアウガという観光物産店があります。担当するその町の経済部の地域まちづくり活性化の担当者のお話では、首長、議長はもちろん、議員誰1人も役人には入っておりません。役員になり、意見を申し上げていくということは、少なくとも経営に携わることになるわけです。万が一にも、じゃあ村長は、先ほど民営化して、赤字になって、会社が傾いていけば、簡単にしゃべればじゃあ誰が責任をとると言い方をなされましたけれども、逆に私に言わせてみれば、意見を申し上げて、経営に各役員が携わるということは、万が一にも損失が発生した場合にその債務補償が生じることになります。社長並びに役員になられた皆さんは、じゃあその債務補償をみずから補填する覚悟がおありなのか、その辺私は疑念に逆に思います。逆に逃げることなく、処理をみずからがするというふうに考えているなら、私は質問することはないでしょうけれども、まさかそこまでは誰も考えてはいないと思いますので。

そして、やっぱり私たちは小さな田舎の自治体ですけれども、こういった隣の隣接するアウガさんを管理しているそういう大きな公共団体のように、開かれた行政運営を目指すべきではないのか。

また、村長の立場で議員も役員に登用したのか、社長という立場で議員に登用したのか、その辺を少しお伺いしたいと思います。

そして、万が一にも先ほども申し上げましたけれども、損失が生じたときは、逆に本体に影響が出てくると思いますけれども、本体に影響が出るようなことがあれば、村長はどのように考えているのか、その辺もあわせてお願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 中身も明らかにして、開かれた行政をとということから、議員に登

用した理由ということをお聞きになったと。それから、赤字が出た場合債務補償の問題、役員が負うのか。逃げることなく村が負うのかということでございます。

まず、議員を登用した理由につきましては、村が株主であるということにおいて、村長、議長、2人だけが責任を負うような形ではいけない。やはりその他の議員の皆さんにも紳装の運営、経営というものに対して参画していただいて、村として一体となって責任を負ってもらうということから、議員を登用しています。これは、平成21年度まではそのようになっておりました。しかし、平成22年、23年、24年という経過を経て、村長と議長が村から出るというふうな形式になったものでございまして、私の感覚からすれば、もとに戻したという感覚でございます。

損失が生じた場合どうするかと。本体に影響が出た場合ということでございます。現に、蓬田紳装は損失を発生させております。一時借入金も行っております。しかしながら、現在の取締役は、役員という意識が欠如しているために、それに対する責任をとっておりません。この場で申し上げることではないのでありますが、私が予想した中での範囲と同じでございました。私は、このままでいくとつぶれるという危機感を持っております。余り詳しく言うと、これは批判になりますので、そこまでは言いませんが、債務補償が発生する場合というのは、そういう一時借入れとか、赤字に対して、私は債務補償をする気持ちはありません。やはりそれは役員が負うべき責任であるというふうに考えてございます。役員それぞれが本来であれば責任を持つべきであります。どうも現在の運営は1カ月間で調べてみましたら、現在の運営はそのようになっておりませんでした。これはぜひとも改善し、村が炭鉱から観光への町と同じような道をたどらないように、一層努力したいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 村長の考えも少しは伝わりました。一生懸命頑張っていたかたいと思いますけれども、ただ、議員を役員に登用するということは、私から言わせてみれば、「あなた方もこの計画に賛同してくれたのではないか」と、損失が万が一にも発生したりすれば、そうやって言われれば、議員である役員の方々はなかなか言葉を言えなくなってしまうと思います。私たち議員はチェック機関でもございますので、舌切り雀では、全然結局相手に意見が述べられなくなってしまう。そういう意味では、私は議員というのを入れるというのは不賛成でした。

そしてまた、先ほどからも申し上げているように、破綻しているような自治体がござ

いますので、国がそういうのを避けるために、指定管理者制度の導入になったわけですが、けれども、そういう国の指導に逆に逆行しているもとに戻したという答弁の仕方をしていましたけれども、やはりもう今となつては、蓬田紳装は、もと100人でしたけれども、先ほど私も250人に成長したと申し上げましたが、青森市からも100人も来ているんですよ。蓬田だけの企業ではなくなってきたというのも否めないところでございます。

そして、私は、村長は、90歳近い田中専務を起用したというのは、私は論功行賞の人事なのではないのかと。私はそう感じました。そしてまた、村長は、前村長にもこのようにも発言しているんです。「坂本大博村長もうわさがあったが、あなたは紳装を乗っ取ろうとしているのではないか」という発言を当時したんですよ。私は、村が所有している紳装株がいつ前村長の個人名義になったのかなと、事実無根だろうと、そう思っていましたけれども、やはりあそこまで言わなくてもよかったのではないかと、そう当時は思いました。今、自分で首長を預かり、かじ取り役になられました。あそこまで言う必要があったのかなと。また、我々議員があそこでもし村長に向かって言ったら、あなたはどうします。やはり、誰が村長をやっているとか、そういうのを私は申し上げているのではなく、やはり村長をやるだけの方にそういう侮辱罪に当たるようなことは、差し控えるべきだと考えます。

それでは、次の質問に入ります。

マルシェテナント立ち退きについて。

マルシェテナントに入っている方から、水産物販売者が立ち退きを迫られた件についてでございます。

村長も、議員も、そして職員を含め、村民の暮らしを守り、困窮にあえぐ方は保護し、地域の中小企業を助けながら、行政運営に当たるのが行政人の姿ではないでしょうか。なぜ、水産物販売者が立ち退かなければならないのか。テナントの方をAとします。水産物販売者をBといたしますので、お願いいたします。

Bさんは、このように言われたそうです。「古川の時代は終わっただい、なんどいづ出ていぐんだば。3日で出てけ、わかったな」こうやって、恫喝されたそうです。そして、その次に、村長、あなたの名前を出しているんですよ。「あなたの意向だ」と。これはどういうことかお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 質問の立ち退きは私の意向だというようにおっしゃっておりますけ

れども、私にとっては全く寝耳に水でございまして、公的にも、また、私個人としてもそういった発言は一切しませんし、考えてもおりませんでした。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 議会運営委員会の日に、私の質問内容を見て、仲間の議員もこの件に関しては心配していました。そして、その方も二度ぐらい行ったそうです。それは本人にしてみれば、心配から来て、足を運んだということだと思いますけれども、村長は、寝耳に水ということで、私の知らないところでの1支持者が勝手に発言して、そういうふうなことになったという答弁だと思うのですけれども、自分の名前が出た以上、やはり代理人を立てるとかではなく、自分の足でやはり住民のところに「誤解でしたので、何とぞ気分を害したかもしれないが、和らげていただいて、居座っていただきたい」というのを自分の足で告げに行くべきではないか。私はそう思います。その辺については、これからでも村長はそのように赴く気持ちになれませんか、お伺いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 質問の中で私の名前が出た。それについて名前が出た以上、自分の足でこれは謝罪という意味になるのか、私、ちょっと意味がわからないのですけれども、告げる気持ちがないかというふうに私、聞こえたのですが、私の名前が出たというのは、私はよくわからなかったです。わかりませんでした。出たとしても、私、逆にそこで釈明するというのも私自身はよろしくないのではないかと。やはりその原因というものをきちんと調べた上でやらないと、言っていることに対して自分が責任とれないのかなというふうに私、思うのでありますが、久慈省悟議員が、自分でその出た内容を告げるべきではないかというのが、私には今のところやる気はありません。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 村長が、もし私も村長の立場でしたら、「逆に自分の知らないところで久慈省悟、そったことしゃべっているのだ」というふうな逆に自分が知らないところで自分の名前が勝手に出て、こういうふうなあなたの立場、ましてBさんの立場、皆さんの立場を総合的に判断した場合、なかなか、逆にいけば、それを認めることになってしまうかもしれないという危惧もございましてと思いますけれども、でも、その辺は新しく村長になったわけですから、村を1つにまとめていくためにも、「何々さん、こういうことがあったそうですね、気分悪くなさったでしょう。しかし、私はそう考えていませんから、出る必要はありませんよ。もし、私のほうからそれを恫喝した者に注意

をしますから」そのような感じのこの言葉ぐらひは差し上げてもいいのではないか。  
私はそう思って先ほど質問したけれども、改めて聞きますけれども、そのようなお心にはなれませんか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私、先ほど調査してというのは、そういう事実があるのかなのか。例えば、その施設を借りているのに、そういう事実があるのかなのか私わからないままに、「いや、済みませんでした。出ていなくて結構です」というそういうことは私はできないのだろうと思って、先ほどそれについては考えておりませんという答弁をただけでありまして、1つにまとめるためには、それを言えばどうか、相手に、言った方に注意をして、そして出て行かなくてもいいですよという発言は私はこの場ではできないものと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） この場でなくてもよろしいので、もし、そういうお心になられたらお願いいたします。

そして、やはり1住民ですから、私たちはそういった人たちに手を差し伸べて、逆に今のままでは、その方は生活困窮になってしまうわけですね。あそこで店を開いていたのに、急に別なところで営業するといっても、さまざまな投資、資金が必要なことになるわけですから、私はBさんのお心を考えれば、このままにはやはりしておくべきではない。そう思います。大変Bさんはショックを受け、津軽弁で言えば、腹のわたが煮え返っただろうと。そう思います。

それでは、次の質問に入ります。

3番目に、選挙公約について。

何のために村長の報酬を2割減の公約にしたのか、そしてその意図とは何か答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 議員の皆様方に、一応資料として表を配付してございます。平成24年度県内町村長年報酬額人口調査表というものを一応説明上配付させていただきました。選挙公約として村長の年報酬額2割削減ということを掲げた理由ということでございます。県内町村長の所得状況というのがことしの7月1日に、東奥日報紙上で公開になりました。これを表にしてございますので、それを見比べていただきたい。

我が村の村長の年報酬は962万円となっております。他町村の町村長の平均に比べますと高いなというふうには私は思ったわけでございます。県内の平均、これはほかからの給料がありというのを除きますと、大体年額822万円となっております。その場合、蓬田村と比較しますと、約17%が低いと。蓬田村が962万円でございますので、県内の平均を比べますと、県内の平均のほうが約17%低いという結果を私自身がはじき出しました。県内町村長の平均年報酬というのが正しいというふうには私は思っていないわけですが、参考までに、この表の隣に人口も載せてございます。この人口とその年報酬というのを比べますと、私は20%削減が適当ではないかというふうに自身が判断して、選挙公約としたものでございます。この質問の中に、その意図は何かということでございますけれども、意図はと言われますと、それを意識して、計画したことだということですが、選挙に公約で盛る場合、やはり私はこの根拠を持って選挙に臨みましたので、特別な大きな他意を持ってということか、そういうはかりごとをして載せた20%ではございませんので、これでご説明としておきます。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 私は村長がこのように調べて配付したみたいですが、私もちょっと調べてみたのですが、本来の給料が自治体の名前を少しちょっと例に挙げますけれども、全部40市町村を挙げるわけにいかないのと、とりあえず東郡を挙げた場合、平内では71万5,500円、これが特例した給料として60万8,100円になっております。今別は75万円から16%減で、これで63万円、蓬田が63万円だったので、20%減で50万4,000円、外ヶ浜が75万円から67万5,000円。この先ほど村長がしゃべったのは年棒ですから、ボーナス入れてということだと思いますけれども、ただ、給料をずっと私、調べたら、今までの63万円というのは10年ぐらい前に70万円だった。うちの村長の給料というのは。そして、議員も22万円ぐらいあったはず。ところが、やはり当時財政もなかなか厳しく、地方交付金も思うように考えたように来なくなるということで、全員議会人が1割カットということで、70万円あったのを村長は63万円、議員は22万円から1割ぐらい引いて、今現在では平の議員で20万2,500円、議長職は当時28万円ぐらいあったと思いますけれども、そして、今東郡をおっしゃいましたが、西郡が特例とか入れると52万円が平均なのですね。中津軽が67万8,000円、北津軽で67万9,000円、南津軽で56万4,000円、全町村の特例を入れているところがあれば、また特例を全然つけていめんと、従来どおりカットもしていないという自治体も随分ございました。そ

れで、全町村を合わせると、給料の場合平均で65万5,000円なわけですね。せば、63万円という10%カットして63万円というのはそんなに高くないのではないかと、平均から言っても。村長は丁寧なことに人口がどうのこうのと、人口割りも何かつけているみたいですが、ボーナスというのは、当然給料のこの金額がベースになって、もらうわけですから、村長がしゃべった蓬田村900何万円というのが、そしてまた、それよりよそが随分低くなるというのが、ちょっと私が調べたのとちょっと違うなど。隔たりがあるなど感じたのですけれども、それは仕方ないとしても、私は、村長の給料は63万円というのはそんなに行き過ぎてはいないなと感じましたね。

ただ、残念なのが、村長がきのうの時点で、私は2割減にするとやったから、条例を改正すると、村条例を改正して2割減にすると思いました。ところが、特例の2割減で、11月、12月の今月は63万円をベースにした給料をもらうわけですね。退職金も本来2割減にしたそのベースで退職金をもらうべきではないかというのを私は質問をしましたけれども、63万円をベースに退職金は計算されます。その辺は、私は理解できませんでしたが、そんなに高いでしょうかね、63万円というのは。村長の肩を持つわけではないのですけれども、さほど高いとは思わないのですけれども。

そしてまた、これは非常にグレーゾーンになりますが、蓬田村何々って、個人名でいろいろな冠婚葬祭の招待状が来ますけれども、前村長も私は聞きに行きました。そういう経費は自分で持って出ていたのか、それとも公費から出ていたのか。そしたら、地域から来る結婚式場は、こんなことをしゃべっていました。「一言村長として祝福の挨拶をもらうために、一番前さ座らせて、そうやって地域から招待状をもらっても、自分のお金で行くのが普通です。公費からは出せません」と村長は言っていました。50万4,000円になられて、税金、または保険、そういったものを引かれると、大体三十七、八万円ぐらいになってしまいますよ。そして、冠婚葬祭を付き合いかなければならないということになるのですけれども、やはりその辺は少しグレーゾーンがありますけれども、今までの歴代の村長はそういうふうに自腹を切っていたということを最後に告げて質問を終わらせていただきたいと思いますけれども。

これはこの4年間で終わるということですよ。みんな、きょうは傍聴席の皆さんもいますから、あえて、私は知っていますが、あえてお尋ね最後にして、質問を終わりたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 久慈議員が今おっしゃったように、確かに市町村長としては、いろいろな場所に呼ばれて、そして自分が自腹を切っているということは、前任者の方から聞いたようでございます。私自身もそのようになるだろうというふうには思っております。自分の考え方というものについては、やっぱり自分が責任を持ってやるという観点から、この任期、4年間の私の任期に限ってはこのように進めますということで条例を改正しております。別の人がやれば、また別の考え方をしてくれるともっとも思いますので、そこのところは了承願いたいと思います。以上です。（「はい、ありがとうございました」の声あり）

○議長（木村 修君） 以上で5番久慈省悟君の質問を終わります。

---

---

日程第3 一般質問 4番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第3、4番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。7点について質問をいたします。

9月議会で、以前の古川村長に質問した問題を久慈村長にお聞きしたいと思います。まず初めに、ホタテの残渣処理について伺います。

前の村長は、ホタテ残渣処理建設を来年5月までに完成させると答弁をしました。久慈村長は、昨日の施政方針で、残渣処理についても行う考えを示しました。具体的にはどのような規模で、どこへ建設する考えなのか、答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 実施するに当たりまして、やはり実施計画が必要であります。実施計画のほかに、現在ホタテ残渣処理の協議会がございます。もちろんその協議会に対してもお話をしなければいけません。私の考えとしまして、まず、実施計画を3月までに立てることができればというふうに考えております。したがって、場所、規模につきましては、この3月までに決定をしたいものと思っております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 3月までに計画を練り上げるということでは、やはり今12月の末ですけれども、かなり時間が足りないのではないかと思います。もう既に5月に建設するという計画があるわけですから、3月の新年度予算に間に合わないといけないわけですね。ですから、これは1月、2月にもう既に計画をしないといけないわけです。どうしてそんな3月末までにかかればいいのかというふうになるのか。私は時間が足りないの



ではないかと思えます。5月といいますけれども、早いときでは、4月からもうホタテは操業を始めるわけで、何としても5月の初めまでに建設しないといけないというふうに思っております。ただ、営林署とも協議をして牧場を借りたという話でしたので、場所はここにするのが私は当然なのかなと思っておりますが、場所も含めて、さらにこれを白紙に戻して協議するということなのでしょうか。

それから、もう1点は、瀬辺地のため池の問題ですが、水質検査の結果はどういうふうになったのか、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この残渣処理につきまして、この1カ月間の中であらゆる業者、あるいはあらゆる点について検討してまいりました。検討してまいった結果、要するに土地については非常に民有地を購入するにしましても、それから営林署の土地を借りるにしましても、非常に時間がかかるということでございます。実施計画、3月までということは、要するに漁業者、議会それらが入った協議会というものが了解をした上でないと、これは出発できないだろうということであります。もう一つは、営林署ないしは例えばこれから補助金というものを申請するに当たって、実施計画がなければ、協議もできません。協議ができませんで、現在、いろいろな業者とコンサルタントともお話をしていますが、きちんとした実施計画をつくるまでにはやはり2カ月から3カ月いただかないと無理ですというような回答が来ております。私としましては、この残渣処理につきましては、蓬田村漁協が主体となって、管理運営をする。また、利用するのも自分たち事業者であるという観点に立てば、できるだけ漁業者等の意向を踏まえて、これらの実施計画をつくったほうが時間も短いし、また、使う側にとってもよいのではないかとこのように考えております。したがって、場所につきましては白紙ということではありませんが、これらについて、漁港の意向に従って実施計画を組んでいくというように考えています。以上です。

あと、お願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 瀬辺地地区のため池の水質検査については、今発注中です。また、来次第皆様のほうに報告させていただきますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番(坂本 豊君) 場所は白紙でないということになれば、当然、営林署の跡地、牧場ということになると思います。前に藤田議員が質問したときには、広瀬の滝沢という地名も出ましたけれども、私も地図で調べてもやはり滝沢だと漁業者の場所からかなり遠いのではないかと思ったわけです。それに、どうしても民家を通るということになれば、そういう公害問題も発生すると、また後々大きな問題にもなるし、牧場だと、冬季間の除雪ということで、また、これも余分な費用がかかるように思うわけですが、当然、冬期間のトラックで運ばなければならないという発生はないというふうに考えるので、漁協に近い牧場が最も今のところは適切ではないかと思うので、その辺を私は述べたいと思います。

あと、もう1点は、前の村長は、建物を建てるという考えの中では、屋根があるのかないのかはっきりしない答弁でした。ただ、堆肥場ということをつくればいいのかという考えなのかなというふうに私は捉えました。この前、議員とともに、北海道の北見市に常呂町へ視察に行った場合は、立派な建物の中であったわけですね。ですから、村長も現に見て来られたわけですから、当然私は建物には屋根のあるもの。そういう常呂町にあるような施設だというふうに考えておりますけれども、この建物についての構想というふうなものは、どのように村長は考えているのか、最後に答弁をお願いします。

○議長(木村 修君) 村長。

○村長(久慈修一君) その残渣を処理する技術というのでしょうか。これをなくするか、あるいは堆肥化するのにどうやるかというのがかなりの数があります。このかなりの数がある中で、やはり一番安くこれを実施する方法というのがどうもそこに寝かせて、発酵させる方法であるということになると、常呂方式が一番安く上がるということになります。いろいろな菌を使ったり、それから菌床といって、菌を混ぜたその床をつくって処理する方法、あるいは、バイオエネルギーに変えてやる方法、さまざまなものが提案されております。しかし、どうしても漁業者にかかる負担というのが一番の問題になるわけでありまして。発酵というものを考えた場合、雪の下にするというのが、これが発酵の条件に整わないとなれば、やはり屋根つきになる。その屋根つきの施設ということになると、鉄骨でやるとなると、非常に単価が高い。したがって、もっと簡易な方法がないかということになるかと思っております。ですので、そのどういう構造にするかということについては、私はまだ検討中、要するにコンサルタントを使いながら、これを解消するというのが私の考え方でありまして、屋根をつけた施設にするという方向で、私は

進めたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） わかりました。

それでは、次の質問に入ります。

除雪体制の強化について質問をいたします。

新しい車庫建設について村長はどのように考えているのか答弁を求めます。

また、昨日の施政方針演説では、除雪対策の徹底ということにも言及しました。具体的にはどのような対策をするつもりなのか答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 除雪機械の新築ということは、坂本議員は以前からこのことについてご質問をなされております。私も現在の状況を見まして、古くなってきているのと、周辺の民家の方々に今まで我慢させてきたということを見ると、やはり新築の方向に向かうべきであろうと思っております。前回の9月議会におきまして、計画はないということでございますけれども、計画はなくても前向きにこれを設置するように考えております。具体的にどこの場所にどうしますかということについては、ここではまだ公表できることではありません。財源の問題とか、あるいはその場所の選定などという非常に面倒な場合がございます。いずれにしても前向きに建築に向けて進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 前向きに検討するという答弁というのは、役所言葉でやらないという代名詞にも使われるので、そこは注意していただきたいと思います。まともにいつやるのかということも聞いても、また、同じ答弁になってしまいますので、ぜひ新築については私のほうからお願いしたいと思っております。

次に、よもつと団地の駐車場の除雪ではかなりの苦情がことしの冬には出ました。危険防止のブロックによる囲いが除雪の障害になるという設計が見直しが必要だと思うわけですが、村長はこれを改善する必要性を持っているのかお伺いをいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） まず最初に、公営住宅の除雪はどのようにするかということでございますけれども、まず、団地内のメイン道路、これはグリーントウン側から下側へ走っている道路ですけれども、これは毎朝除雪をしたいと思っております。

また、棟と棟との間の玄関側の道路、これは、車がとまっている場合があります、毎日なかなかできないであろうと思っておりますけれども、これもまた状況を見ながら、これは除雪をしないと、こう思っております。

それから、駐車場につきましても道路部分につきましては除雪をしていきたいと思っております。その他、今までどおり、入居者の方々が空き地を雪捨て場として利用できるように対応もしたいと。こう思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） よもっと団地はことし初めての雪ということで、入居者はかなりとまどって苦情も出ました。それからある棟によっては前にも指摘したわけですが、玄関の上に危険な雪っぴがあつて、その下をくぐるという非常に不便なことも発生したので、そういうところは管理者として役場が随時除雪をして、雪っぴを取り除いてほしいというふうに考えます。これについて1点質問をいたします。

次に、除雪体制ですけれども、これは建設車庫とはちょっと離れるわけですが、現在、除雪機械というのが7台あって、除雪隊員は6人です。降雪が激しくなればロータリー車の出動もふえてきます。そうなれば動かない機械も出てくるわけで、私は7人体制にするべきだというふうに思うわけですが、これについて答弁をお願いします。

もう一つは、隊員からの要望です。効率的な除雪のために、車庫内に必要な洗車機械、それからコンプレッサーが欲しいという要望であります。これは以前から役場に求めておりますが、役場のバスの車庫のものを使えば済むということで、予算が常に削られてきたということを話しておりました。実際、スチーム洗車機でないと、なかなかかたい雪というのを機械から取り除くことができないということで、これを職員の言うとおりに、役場の前のバスの車庫の前へ、あの大型の除雪機械を何台も持ってきて、洗うということは、私は物理的に不可能だし、とても危険なことで、除雪時間が終わった7時、8時になれば、自家用車等もふえるわけで、とてもあの場所では洗車することはできないわけですね。ですから、そういう細かいことではありますが、ぜひ予算をつけていただけないかということです。スチーム洗車機については、値段は100万円くらいとか言っておりましたが、コンプレッサーについても高いのであれば五、六十万円したとしても、200万円もあれば済む話なので、ぜひ新年度予算につけていただけないか。また、新年度予算ということであれば、来年度になってしまうので、これは急遽ことしの冬にぜひ間に合うように、早急に購入していただけないのか、これについて質問をいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 前の議会でも私、今の6人体制で対応をするということで答弁をしてきました。しかしながら、今回いろいろまた調査をしましたところ、やっぱりちょっと足りないということで、村長ともいろいろ協議をいたしまして、でき得るならば今年度中に何とか7人体制には、来てくれる方がおられれば、7人体制で対応していきたいということで考えております。

それから、今、議員言われたスチームの関係ですけれども、この辺、私ちょっと今まで聞いていませんでしたので、これからもうちょっと隊員の方々と協議いたしまして、ちょっと検討させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 隊員の方々は前からスチーム洗車機、それからコンプレッサーの要請をしていたので、課長が聞いていなかったということになれば、ぜひ隊員の方と話をし、できるだけ要望に応じてあげられるようにしていただきたいと思います。

次に、3番目ですが、もみ殻ペレット事業についてお伺いをいたします。

村長選挙が終わった直後の11月1日、ペレット関係の会議が村長選挙の結果から急遽中止になったわけであります。新しい村長の方針が出されないため、やむなく中止にしたという説明がありましたが、久慈村長は、この問題について、この事業についてどのようにしたいと思っているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 11月1日に、会議になって中止になったというお話でございますけれども、その辺については全く存じておりませんでした。もみ殻ペレットの製造に関しては、農業法人組織検討会というものの中で、坂本議員も委員になられておるようでございますが、この中で検討されているというふうに聞いております。この検討会が平成24年に5回、平成25年に1回開催されております。それぞれの会議におきまして、課題を出し合い、その課題に従って次の会議を開き、資料をそろえているようでございます。しかし、平成25年の最後の会議、平成25年は1回しか会議を開いてございませんけれども、その中で見る限りは、これもまた残渣処理と同じように、実施計画というものが示されてございません。この実施計画を示した中でお互いに検討して、もみ殻ペレットの製造をやるかやらないか、その結果を見なければ、私に、例えばあなたやるのですかやらないのですかという資料もないままに決定を迫るとするのは少し無理があると、

私はこのように思っています。やはり、法人、農業法人経営という組織というものについて、農地の貸し借りとか、作業の請負とか、そういったものと抱き合わせでもみ殻ペレットの製造というものを考えているようでございます。中身を見ますと。それについてはやはりきちんとした今後の組織が運営できる内容かどうかを実施計画で決めていただいて、その上で検討したいものだと、私は思います。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） この農業法人検討会議では、私も参加をして、会議を何回か開きました。久慈村長は、村が農業法人をつくって、経営をしていくということを目指すかどうか、これについてはどのように考えているのか。（「済みません。もう一度お願いします」の声あり）

先ほど村長が言っている農業法人検討会議の中で、前村長は、村が農業法人を立ち上げて、それで休耕地、耕作されていない、そういうのを借りて、何か作物を役場が主体になった法人でつくるという計画を進めているわけですが、久慈村長はその村がつくる農業法人運営、これに経営を任せるといふ考えをお持ちなのかどうかということをお聞きしたいわけです。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 確かに検討会の会議の中の資料を見ますと、法人を立ち上げるのに第三セクターがいいのではないかというような議論がございます。やはり第三セクターという考え方の中で、目的もきちんと示した上で、第三セクターがよろしいということになれば、そのような方向で進めなければいけません、何にしても、その法人の運営のあり方というものがはっきりしない限りは判断材料がないわけです。ですので、早い機会にこの検討会議の内容を実施計画、あるいはビジネスプランというんですか、運営をしていくと、そのランニングコスト、いわゆるどのくらいの経費がかかるのかといったことを早期にまとめていただいて、その上で判断をしなければいけないことだと、私は思います。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 村長がかわったので、答弁は難しいというふうに思いますけれども、前の古川村長が、この農業法人を立ち上げてやるという方針を出したので、それに従って職員が資料をつくってやっているとします。ですから、この今既存の組織、内容を村長は早急に検討して、判断をしなければならぬ。もう時間がないわけですね。

これを村長が検討会議の内容を見てということでしたけれども、逆にその検討されていることを突っ込んで資料を取り寄せて、自分なりに早く調べてやらないと、今、何が行われているということがわからないと思いますので、これについて、村長がこの事業が無理だという判断をすれば、この法人化はなくなってしまいうわけですので。

次に、このことについてもう一度答弁をお願いしたいのと、私は実は、もみ殻の処理というのは、現在堆肥化、それから畜産農家への提供、水田への敷き込み、焼却処分などで処理されているわけです。この焼却処分の問題で、健康などへの影響もあり、禁止されるということもあります。そのため、ペレット化や燃料化への加工が注目されているわけです。引き続き、この事業を私は進めていきたいと思うわけです。

ですけれども、先ほどの検討会議の中で出たのは、ペレット化事業で、国の補助金が却下になったわけです。それで、今会議が進められる状況がなくなって、足踏み状態なわけです。

そこで、提案したいのが、余りもみ殻の加工では経費をかけないで進める方法も、私は検討していく必要があるのではないかと思うわけです。前に、役場から出された長科の旧精米所、あそこを建設機械の車庫にするという案が出されて、議員が多数反対して、それはだめになったわけですが、車庫としては不適切であるけれども、当時は精米所として使用していたし、あの建物を利用できないかというふうに考えていたわけですが、感情のもつれから、長科の住民には、あそこは貸さないという話も聞かれたわけですが、最初は小規模の機械を入れて、実際につくってみて、住民にそのもみ殻でできた燃料を安く提供してやるという方法も考えられるのでは、何がなんでも、1億4,000万円もかけて大きな施設をつけて、機械を導入してやらなければならないということではなく、あの燃料化するもみ殻ライトの機械は約600万円ほどでしたので、それで当初はできないのかというふうに考えているわけですが、その点について、村長も一緒に広島へ行って、見たわけですので、そのことをぜひ補助金がいつ復活するか、認められるかわからない方法で、この方法も検討していただけないのか答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 会議の内容を見て、早く調べないと間に合わないよということ言われました。私が答弁したのは、事業計画を早く出してほしいということです。会議の内容を私は申し上げません。その会議の積み上げたことによって、こうすることによってこの事業はできますというのであれば、そういう事業計画を組んで示してほし

いということでございます。会議の内容の話ではございません。

それから、もう一つ、経費をかけないでもみ殻を処理するという方向について、長科の旧精米所はどうかという提案であります。いろいろな障害もあるようでございます。しかし、建物を1億4,000万円で建ててやるというのは、少し無理があるのではないかとすることはある程度私が今答弁した中で事業計画というのが決まっているのかなというふうにもうがって見ているのですが、そういう経費的なものを全て出してみても、やはりそのみ殻をやったほうがいいのだということになれば、これは検討課題になるでしょうし、また、その1億4,000万円例えばかかるものとして、補助金も受けられないで単費でやるかどうかという決定になると、非常に難しい選択に迫られるというふうに私は思いますので、いずれにしても、実施計画を早期につくって、補助金側、あるいは用地側と一緒に申請をしていただきたいと思いますものだと。私も第三セクターという形で前村長が立ち上げたのであれば、当然それを引き継いでやる義務があります。途中で行政を断絶させることはできない。私はそう思っていますので、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 次に、公営住宅についてお聞きいたします。

村長が議員のときに、公営住宅の見直しについて質問したわけですが、2012年3月議会で50戸の建設は多過ぎるという見方をされていて、仮に入居者数が少ないときの心配をしていたわけです。それは誰でも空き家が出るようなことがあれば失敗なので、気が気ではないわけです。村長は空き家が出る状態では計画の見直しをすべきという発言をしていたわけですが、幸い入居者数も定数を上回るようですので、この事業に対して、村長は今後どのように進めていく考えなのか伺いたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 坂本議員のおっしゃるとおり、私も50戸は多いというふうに議員時代に申し上げてまいりました。ことし9戸完成いたします。12月で完成いたします。

これに対する入居者が13人ございました。その中で、村民からの要望というのが9戸のうち6人ですか。あの方々は村外からという結果でございます。私は公営住宅を建てるというのは、青森市、外ヶ浜町、あるいはその他の県外の市町村、こちらから来るということに対してサービスを提供するために住宅を建てるという目的を私は持っておりません。やはり地元の人方に低所得者の方々に優良な住宅を提供するという本来の目的



のために公営住宅は建築しなければいけないという大きな前提を持っているわけですが、このたび、県の建築住宅課長と時間をとってお話をさせていただきました。その中で、今現在、計画を見直すことができるかということと質問をいたしましたところ、見直しはできるということとあります。しかし、簡単にはまいりません。

と申しますのは、私たちの公営住宅は、連続して用地を使っていません。いわば千鳥みたいに建てております。そうしますと、途中で現在終わりますと、その土地がまとまった土地であきません。あくというのは、要するに土地がぼつぼつとなってしまうんです。その土地を何らかに利用しようとした場合、それは公営住宅以外の利用だということで、補助金返還をしていただくということになるそうでもあります。これから、それじゃあどのくらいの需要が見込まれるのかということと考えますと、非常に厳しいものがあるだろうと私は考えております。しかしながら、この虫食いで残る跡地利用、そして、これを何かの他目的で使うと補助金返還ということを考えれば、建設をせざるを得ないという結論に達します。今回、残りの20戸に対してどのくらいの需要があるかという調査も今回やっていただくということで担当部署にはお話をしております。できれば、そういうことで進めさせていただくことといたします。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 村営住宅を建設するということは、村長は村内の人のためにつくるということ、これも考えの1つですが、私は、村内に住んでいる人はもちろんなのですが、この青森市との近いという利便性を生かしたベッドタウンではないのですが、どうしても青森に出て行かざるを得ない変な言葉ですが、次男坊、三男坊の方が青森へ行くのを村営住宅があるおかげで、村内にとどまることができるということになれば、人口の減少も食い止めるのではないかと。幸い小学校も近場にありますが、育てる環境も非常にいいというふうに思うわけです。ましてや、通勤にもそれほど時間がかからない利便性を生かして、ぜひ村内ということにこだわらないで、村外からもぜひ入居者をふやす。そして人口の減少を食い止める。そうすれば、交付税の減少にも歯どめがかけられるということで私はぜひこの村営住宅を進めていきたいと思うわけです。20戸あるわけですが、ぜひ見直しということは考えないで、これを積極的に進めていってほしいというふうに思いますので、同じ繰り返しになるわけですが、答弁はよろしいです。

次に、5番目の各種委員の費用弁償について質問をいたします。

村長は、議員のときに費用弁償が必要だという発言をしておりましたので、今度は村

長になられたので、それをぜひ復活すべきだと思うわけですが、それについて答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私も議員時代に、各種委員になっている方々には大変失礼をしているんじゃないかというふうに思いますのは、この費用弁償でございます。私は前に、私も行政の担当者であったときに、やっぱり委員をやってくれる方については、半日当以上、できれば5,000円をめどにして払ったほうがいいのではないかというのが従前の考え方でございました。その中身については、3,000円に例えば1,700円の費用弁償というのが一般的な考え方、3,300円に1,700円で5,000円という考え方、こういったことで進めてまいりました。しかしながら、平成16年のいわゆる小泉改革だったと思います。それで、行政改革が締めつけになりまして、費用弁償は各自が負担という形、サービスしてもらいます。いわゆるボランティアになりますという形でカットしました。その他の経費もほとんど、例えば職員の給与の減額とか、そういったものやってきましたけれども、職員の給与等が復活しても、この費用弁償については復活しないというのであれば、やはりその委員の皆さんに対して、ボランティアで全てをやっていただくというのは本当に気の毒であるというふうに考えます。

したがいまして、平成26年4月1日から、各種委員に限り費用弁償を復活したい。その条例案を提案する予定でいます。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） ありがとうございます。

来年度の予算に盛り込むということでしたので、安心しておりますが、ちなみにこれに係る費用というのは幾らぐらいになるのか答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 各種委員204名ぐらいおります。実働日数を大体見ますと、経費でいきますと60万円から70万円ぐらいだろうというふうに考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 次に、外ヶ浜中央病院の資金援助のことについて伺いをいたします。

前古川村長は、昨年3月議会に、蓬田村、外ヶ浜町、今別町の3町村でつくる地域医療政策推進協議会の負担金として10万円を計上したわけですが、当初議案には1,000

万円が計上されておりました。これを3月議会の前に10万円に減額をしたわけです。この協議会について、村長は今後どのように考えているのか答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 支援方法については、具体的にはまだ今決まっていません。それで、今回は、平成25年度の3町村の地域医療政策推進連絡調整会の経過を報告し、答弁とさせていただきます。

7月5日に、第1回の3町村の地域医療政策推進連絡調整会議を外ヶ浜町役場の特別会議室において開催しています。出席者は今別町が議会議長、町民福祉課長、外ヶ浜町が町長、議会議長、病院の院長、副院長、事務長、総務課長に、総務課の調整監、そして蓬田村は前村長に、議会議長、総務課長、健康福祉課長が出席しています。案件は、役員体制の調整ということで、会長に外ヶ浜議会の議長がなられました。そして、副会長には蓬田村と今別町の議会議長がなられます。さらに、3町村の議会の総務文教常任委員長を委員に加えるということで決まっています。その他、案件としては、前回の提案事項、そして外ヶ浜町の基金条例、外ヶ浜町の病院の現状報告とかありまして、最後に意見報告をして、1回目の協議会は終わっています。その後です。7月23日に、午前9時20分から、県庁の知事室において、青森県知事を表敬訪問しています。同行者は協議会の会長、副会長、各町村長等であります。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） この病院の資金援助ということは、これから外ヶ浜の中央病院が建設されてもう何十年というふうにつつわけで、これからリフォームとか、幾らでもお金がかかりそうな感じがするわけで、この協議会に参加をして、資金援助をするということを決めてしまうと、村の財政にも影響を与えるというふうに私は考えるわけですが、この方針について、久慈村長はどのような基本的な考えを持っているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私が11月9日に就任して以来、この件については全く情報を得ておりません。私も憶測だろうとお話することはできませんが、ただいまご質問の趣旨は、前村長が決めたこの協議会参加について、どのように進めるかということだと理解してお話をしますと、やはり、この1,000万円になるのか1億円になるのかよくわからないという負担金方式では、まず説明が第一に必要だと。それから、私も議員当時話

をしましたように、ちゃんと3町村の自治法に定められた協議会であれば、ちゃんとした手続を踏むことが、その条件となるのでありましょう。ただ、議員時代に基金条例というものが配付になりました。したがって、その基金寄付をするという趣旨の内容のいわば強制負担になるのかという予感はしております。しかし、これも先ほど言いましたように憶測で話をすることはできません。

したがって、これらについて外ヶ浜町、今別町の考え方をよく聞いて、これを検討した上で議会に相談というか、諮りながら進めてまいりたいと、私はこのように考えております。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） わかりました。

次に、7番目の国政問題について少し触れたいと思います。

村長は昨日の施政方針演説でも述べていたように、国の進めるTPP、消費税、農業の減反問題について言及されておりました。具体的に通告してある3点のTPP、特定秘密保護法、消費税について、村長の見解を伺いたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 非常に範囲が大きくて、私に全てが答えられるかどうかはよくわかりません。その辺は差し引いてお聞きいただきたいと思います。

TPP問題に関しましては、まず、その及ぼす影響というのは蓬田村にもかなりあるだろうということははっきりしております。貿易自由化がされますと、米その他の重要5品目と言われるものについて、単価が下がるということが明らかであります。そのほかに、ホタテのほうも影響があるというふうに言われております。この政策につきましては、私は選挙期間中も我が村、この村の産業にとっては参加することに賛成することはできない政策であると。逆言うと、断固反対すべきだというふうに、私は選挙期間中言っております。できればこの政策について国がもっと説明をしていただく、県も営業額について説明をしていただきたいというのが私の見解であります。

それから、特定秘密保護法案についてでございます。

国家機密というのはどこの国でもある。これが普通でありまして、これが漏れるということは、確かに国の国益を損なうことがあるということは理解しております。この法律を、条文そのものを読んでみますと、非常に大したことはないですが、最後の備考と申しますか、対象となる表の欄に、テロ防止だとか、それらにデモが入りそうな、ある

いはその読み方によっては個人の基本的な人権を損なうようなそういった読み方をたくさんできる。表現の自由を侵すような、あるいは個人の情報が、情報公開、そういったものについても影響するようなことがたくさんあります。したがって、きのうの東奥日報の新聞でごらんになったかと思いますが、12月10日付では、秘密法修正、廃止、82%という、高率な世論調査で反対があるということを明記していると思います。私はやはり、昔のこの治安維持法というものが復活するような気配というのは、やっぱりこれはやめるべきだというのが私の見解ではございます。しかし、国がそのように考えてやっていることに對して、地方自治体がまとまって反対するということは無理がありません。それは村民それぞれがそれぞれの考え方の中に動く、あるいは考え、行動するからであります。私個人としては余り好ましくない法律であるということは言っておきたいと思っております。

次に、消費税についてでございます。

この消費税、実は、前政権から引き継いだ形でことしの10月1日に、来年4月から5%から8%に、3%引き上げるとことを発表したわけでございます。私たちの感覚でいきますと、この蓬田村に住んでいて、増税という言葉を知るとぞっとします。要するに私たちは東京に住んでいる関東圏に住んでいる方とか、あるいは大阪圏、近畿圏に住んでいる方と所得の構造が第一に違うわけです。所得の構造がえすることによって、現在軽減税率という議論もありますけれども、私たち生活する上で、非常に厳しい環境に置かれるということを考えれば、この消費税、あるいは軽自動車税なるものも、今回、きのう、きょうあたりから言われておりますけれども、こういったことには余り賛成できないのが私の本来の意見でございます。別に党利、党略について私は言うわけではありません。村民の目線に立てば、増税という言葉は好ましくないというのが私の見解でございます。前は東郡の町村議会でも請願書を採択した平内町さん、外ヶ浜町さんとかございました。今回はどうなっているか私はわかりませんが、やはり村民目線で、村民の生活を守るという立場で、私は消費税について好ましいことではないというふうにご答弁しておきます。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） これは国政問題ですので、村長にお聞きしてもどのようになるものでもないわけですが、ぜひ、TPP、それから秘密法案も、それから消費税についても、村民にとっては何一ついいことはないということを私は指摘したいと思っております。特

に、T P Pの問題では、農業者の中からも賛成だという声はわずかではあります聞くことがたまにあるわけです。なぜこのような考えになるのか私は理解できないわけですが、そういう人というのは、大規模経営をしている人だなというふうに考えました。つまり、100町歩、200町歩の経営規模にするのには、小さな農家は邪魔だという考えなのか、その人たちに農業をやられては困るので、そのために賛成しているのかなというふうにも考えたわけです。特に関税をなくして、最も被害を受けたと思うのは、前にも言ったわけですが、林業であります。いち早く林業は関税を撤廃したら、既に日本の林業というのは壊滅的な状態になってしまったわけです。私は1,000町歩の林業を経営している人と会ったことがありますけれども、その方でも経営は大変だと言っておりました。ましてや米については、東南アジアと比較して賃金が向こうは安い、オーストラリアでは1,000町歩も水田を持っているし、アメリカについては輸出補助金で守られ、日本の100倍規模の経営をしているわけで、とても日本の農地とでは競争ができないということになるわけです。ぜひ日本の農業を守るということは、自給率を上げるということとは防衛と同じようなことだと思うので、ぜひT P Pは反対を貫いてほしいと思うわけです。

秘密法案というのは、村長が言いましたけれども、実は、これはアメリカが推し進める戦争への地ならしであり、現在の憲法を全く無視した戦争のための法律であるということでは私は認識しております。

また、消費税についても、昨日は残念ながら請願が否決されたわけですが、仮に、3%の増額と言いますけれども、年間300万円の生活をしている人は基本的に9万円の増税になります。400万円の人だと、12万円で、月1万円の負担増になるわけですね。そういうことから言うと、生活がますます苦しくなる。その一方で大企業など、大金持ちは潤うということを私は指摘しておきたいと思います。国政問題ですので、村長の意見を聞きましたので、私はこの辺で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、4番坂本 豊君の質問を終わります。

---

#### 日程第4 一般質問 2番 藤田修一議員

○議長（木村 修君） 日程第4、藤田修一君の質問を許します。藤田修一君。（「議長、休憩5分」の声あり）

○議長（木村 修君） 暫時休憩します。

午前 11 時 23 分 休憩

---

午前 11 時 29 分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

2 番藤田修一君の質問を許します。藤田修一君。

○2 番（藤田修一君） 11時半、もうお昼近くなりましたけれども、12時ごろには終わりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず1つ目の質問でございますが、昨日、会議始まる前に、新村長から施政方針というものを出示していただきました。地域の活性化、人材の育成、生活環境の整備、これは先ほど坂本 豊議員も言いましたように道路も含めてでございますけれども、そういうふうなことでございます。それから、村民の生活支援、教育の充実、この5点が示されました。きょうは、傍聴に来ている方もございますので、この5点について改めて詳しく説明願いたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 昨日、私の施政方針を述べさせていただきました。詳しくという時間もなくなりますので、できるだけ短く進めさせていただきます。

地域社会、特に蓬田村のように少子高齢化がどんどん進んでいる社会というのはだんだん活力を失ってくると。活力を失うことによって、ますます事業実施というのが行えなくなってくれば、やはり私たちは夢も希望もなくなってしまうということになりかねない。こういうことを阻止するために、まず何をするかということでもあります。

まず、一番目は、地域活性化をいかに行うかということです。そこには、やはり現在、いろいろな形で生活に入ってきているインターネット、あるいは携帯によるいろいろな情報通信、こういったものを利用した経済というものを私たちが構築していかなければならない。要するに販売を拡大するためには、これを使うしかないだろうというのが私の見解でございます。そして、販売が拡大することによって、農林水産業から生産される加工物の加工場の建設、あるいは今現在進めているアシストなどの第三セクターの経営改善によってさらに拡大していく方向、これらを見定めなければいけないわけでありまして。そうは言いますが、当面するホタテ残渣、養殖残渣処理、あるいは猿の被害、それから稲わらペレットの問題、こういったものは早急に解決をしていかなければならないということです。

2番目は、人の活性化ということです。いろいろな事業をやっても、人がいなくなってしまうえば、もはやできないわけです。まずそういう人たちをつくろうと。若い人たちが夢と希望を持ってこの村で生きていくために、支援をしていこうということを私は昨日申し上げました。

それから、もう一つは、すばらしい能力を老人とっては失礼ですが、高齢者の皆さん、あるいは退職者の皆さん、ぜひともこの活躍の場を提供したいというふうに思っております。

3番目は、生活基盤整備でございます。生活道路、排水路、それから防災対策など、除排雪対策などをともかく徹底してやりたいというふうに思っております。特に光通信の整備というのが生活と著しく密着しております。また、産業振興ともかかわりあります。これについては整備をしていきたいということです。

それから、住民の生活安心、安全対策ということで、保健医療、福祉、介護、各分野にわたって、現在の水準を維持し、さらには、皆さんから要望があれば応えていくこと。これが私の大きな課題でもあります。

5番目は、教育の充実ということにつきまして、やはり学校教育のみでなくて、家庭教育、社会教育、そして生涯学習という言葉がございますけれども、一人一人がやる気を持って、地域活性化にタッチしてもらうために、この生涯学習の推進というものを進めてまいりたいということでございます。以上が概要でございます。

そのほか、いろいろなことを私、公約の中で申し上げました。

1つは、行政の透明性、公平性の確保ということであります。どうも行政の中でわかりにくいことが幾つかあるということでございますので、これらはぜひ解決してまいりたいと。

それから2つ目は、行政の迅速性であります。現在のホタテ養殖残渣処理に見ますように、重要な政策がなかなか実施されないということがあります。いろいろなこの実施されないことについて、皆様に説明しながら、できるだけ早く完成するように進めたいと思っております。

それから、3つ目は、第三セクターの経営改善ということを改めて申し上げます。実際に1カ月間、自分も蓬田紳装にかかわってまいりましたけれども、これにかかわる影響というのはすごく大きなものがあります。特に個人企業のような経営の手法というものが目立ちまして、これを根本的に改めていかないと、先ほど一般質問にあったような



会社がつぶれるということも考えないといけない状況にあります。

以上、きのう言ったことに若干足しましたけれども、私の村政運営に当たっての補足ということで説明させていただきました。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 16年間やった古川村政から新しく久慈丸の出帆ということで非常に難題も多いと思いますけれども、頑張って村民が安心して住める村をつくっていただくよう頑張ることをお願いして、この問題は終わりたいと思います。

次に、そうすれば、今後の事業の展開というふうなことでございますけれども、先ほどの質問と重複する旨もございますので、ご了承願いたいと思います。

まず1つ目に、最も急務だと思われるホタテの残渣処理の問題でございます。そもそもホタテ養殖残渣というのは、一般廃棄物とうふうな分類になりますので、これは自治体で責任を持って処理しなくてはならないというふうになってあります。この経費の負担については、これはさまざまでございますけれども、一応自治体が責任を持つというふうになってございます。当初、5月中には完成していくというふうなお話でございましたけれども、きょうのお話を聞きますと、その時期は少し無理があるような感じがいたしました。そうすれば、どこに、いつまでに完成させるのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 前の坂本議員にもお答えした部分とダブるかもしれませんが、ご了承願いたいと思います。一般廃棄物の処理ということで自治体が責任を持ってやるということから、村が主体となってこの事業を進めていくということには変わりはありません。前村長が申しあげましたように、5月中には完成していくという答弁がございましたけれども、5月中に施設を完成するということは不可能に近いものがあります。さきの一般質問において申しあげましたように、実施計画をつくるということが最大の急務の課題であります。この実施計画をつくることによって初めて森林監督署、あるいは県との協議が始まるわけでございまして、これに要する時間が二、三カ月というふうに業者から言われております。できれば、3月までに完成して、6月の議会までに、何とかこれを予算化して、着工にこぎつけたい。その場合、大体9月、10月、遅くても11月の時点までには完成させたい。場所は、第一希望が牧場でございます。そのための打ち合わせも若干しております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、いろいろな役所との話し合いと申しますか、書類の関係もありますので、非常に早急につくるということは難しいと、遅くなれば、遅くなった場合、11月ということもあり得るといようなお話をいただきましたけれども、何としても早くこの問題を解決して、安心してホタテ養殖にまい進していけるような体制をつくっていただきたいと思いますといようなことで、その間のことについても、漁協並びに漁師の方々といろいろな話し合いをして、了解をいただき、立派なものをつくっていただくよう要望いたします。

次に、先ほども出ましたけれども、もみ殻ペレットの工場と申しますか、その策定、つくる施設でございますけれども、非常にまだそのつくる団体、第三セクターの団体がまたどうなるのかわからないというふうなことで、宙に浮いているというふうな印象を先ほどのお話で受けました。補正予算では、明日に審議されると思いますけれども、そのペレットを使ったボイラー、これは温泉用のボイラーですけれども、それからストーブ、これらの予算が減額補正されています。これはもちろんもみ殻ペレットが思うようにならないので、減額したと思われまますけれども、我々全然聞いたことがない話でしたので、きょう、明日も誰か聞くと申しますけれども、村民の皆さんが1人でも多くいた場面でどういうことなのか説明していただきたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） このもみ殻ペレットの製造とボイラーストーブとの今回12月補正にボイラーストーブの関連費を減額したことについてお話しいたします。もみ殻ペレットの製造に関する実施計画がないことによって、それを実施できるかどうかという部分については、自分もまだ決定できない立場にあるということは、前の坂本議員の質問でお答えをいたしました。私としても前向きに検討はするということで、前向きというところやらないことだと言われますので、その分は冗談としても、私はやるような方向で進めたいというのがもともとの考え方ではございます。しかしながら、例えば、これをやったら毎年2,000万円、3,000万円補充しなければいけないといような計画は、これだけはやりたくない。いかに第三セクターであっても。そういう単費、ないしはそういったものを莫大につぎ込むような事業にはしたくないというのが1つの思いがあります。それが補助事業として採択されないといようなことでございますので、採択されなければ、単独でもやれるのか、その辺の検討をしているうちに、今、ストーブとボイラーを

買ったとします。買ったとして、ボイラーの機械だけ500万円だそうです。建屋は全く単独だそうです。それから、ストーブについては1基30万円から50万円、合わせて150万円から200万円だと私、思っていますけれども、それらについてはいつでも手配できる。けれども、その農業法人化の中で、ペレットを製造するのに要するこれからの維持管理経費というのがもっと大きいというふうに理解をします。

したがって、今回の12月補正については、これらを減額したと。いつでもやれるという判断の上でこれを減額したということでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） このもみ殻のペレット製造工場のほうがまだ不透明だということで、ストーブ、ボイラーは一応減額したというふうにお聞きしましたけれども、この問題は、そもそも議会から出た話で、我々四国やら、北陸のほうに視察に行った経緯もでございます。この経緯についても我々議会としても、役場のほうから資料をいただき、どういうふうになっているのかということも検討していかなければならないというふうに思っております。ただ、この農業法人といいますか、第三セクターの話と結びつけたというふうな話は我々聞いていないわけですが、それはどういうことなのか、それから、前から前村長が非公式な話として休耕田、耕作放棄地を利用したよければ農地活用というふうな話をされていましたが、正式には聞いたことがございません。その辺も含めて、今一度このペレットの製造工場と、この農業何法人だったっけ、そういうふうなこととのかわりを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 3月の議会でしたか、私もちょっと答弁した経緯がありまして、農業法人がいいのか、あるいは第三セクターがいい、そこは検討会の中で吟味してきました。そこで、農地の耕作放棄等を未然に防ぐためにも田植えから稲刈りまで一環作業を受託した組織を立ち上げたらどうかということで検討委員会の中で協議してきました。さらには、その冬季間については、もみ殻を製造して、春から、1年間を通じた形でこの法人、あるいは民間会社がいいのか、そこはその検討委員会の中でいまだ検討中でございますので、そういう状況で検討会のほうは進めております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） それらの情報についても、議会に知らせる機会がございましたら、

随時知らせていただいて、できることならば、議会が協力できる場合は議会も協力するというふうな話で進めていってもらいたいなというふうに思います。

次に、直売所、それから農産物加工場の話に移ります。

私も昨年からの加工場建設の検討委員会というものに所属しておりますけれども、最近、当初はこの今年度中にこの建設の要旨といいますか、大まかな概要をつくりたいというふうな話でございましたけれども、最近は会議も開かれてありません。これは今後どういうふうになるのか、お知らせ願いたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 今年度についてはまだ1回しか検討委員会を開催されておりません。ただ、まだ今議会等が終わり次第引き続き検討委員会を開催いたしまして、必要性、採算性とか、いろいろさまざまな問題がありますが、どの都度お話ししながら、ぜひこれについては再度検討していくつもりですので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この道の駅加工場問題もほかのペレット、残渣、いろいろな形と同じであります。検討委員会と、委員会が立ち上げられています。しかしながら、委員会の中で話し合われている事項が実現可能かどうかというその実施計画にのって来ないと、何をやるにしてもただ話しっぱなしということになります。できれば今年度中に全てのこの委員会に関して、実施計画を取りまとめるように、私から担当者とコンサルにお願いをして、進めたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） この今村長のお話でしたけれども、検討委員会でいろいろな話をなされているわけですが、コンサルタントを通じてこういうふうなところまで進んでいますというふうな話は我々前回の会議でも聞かせてもらっております。ただ、用地だとか、どこにつくるかというふうなことについては、検討委員会は関与しないというふうに私は思っております。これは当局で決めればいい話であって、どういうものをつくってほしいとか、どういうものをつくりたいというふうなことは話ししておきますけれども、どこにつくればいいのか、その管理は誰に任せるとか、そういう話はこの検討委員会ではしないことにしております。それは課長にも伝わっているというふうに思っておりますけれども、どうしても計画の時間が長くたてば、熱も冷めるというふう

なことがありますので、鉄は熱いうちに打てというふうなこともございます。1日も早いこの計画を策定して、建設できるような体制をつくっていただきたいというふうに思っております。

次の問題に入ります。

先ほどもありましたけれども、よもっと団地、建設してから3年続けてまいりました。先ほどのお話では、入居者がことしも9戸のうち十二、三人があるというふうなお話でございましたけれども、当初、入居希望者が多い場合は、抽選によって、入居者を決定するというふうな方向だと私は伺いました。たしか、募集要項にもそういうことがチラシにもそういうことが書いてあると思います。ところが、私は抽選で行われたという話は聞いていないわけですが、抽選は行われているのかお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） よもっと団地のご質問で、先ほどは建設を進めざるを得ないという私の答弁をいたしました。9戸に対して13人だったと私、記憶しておりますけれども、この住宅法、あるいは住宅条例の中で優先すべき者の順位が決められております。いわゆる生活保護世帯、あるいは子育て世帯、それから物すごく低所得者の世帯、高齢者世帯というふうに決まっております。さらに私はその中に村民優先という言葉を入れました。9戸のうち、7戸はそういう優先順位に従って定めさせて、私と担当者と協議させていただきました。残り2戸につきましては、村外の方々でございます。これらの2戸については抽選を行うということで決定をしております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今村長から説明がございました。ことしの7戸については、村内の方がおりますので、入居と、それから残りについては村外の人なので抽選を行うというふうなことでございましたけれども、今までもそういうふうに行ってきたのかお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（坂本 勲君） 今までは、今村長がおっしゃいましたように、生活保護の方とか、あるいは障害者の方、あるいは子育ての世帯の方というのは条例、あるいは住宅法で定められている方々を優先して入れてきた経緯がございます。今までは抽選してはおりません。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、課長から今までの経緯をお聞きいたしましたけれども、その優先順位がありますので、抽選は行っていなかったというふうなことでございます。村民のうわさでは、抽選をやることをうたっているのに、抽選を行っていない。適当にやっているとというふうなうわさもございますので、そういう疑念を持たれないように、十分注意して、今後進めていただきたいというふうに思います。

また、50戸を建設するののかというふうな話でしたけれども、聞こうと思ったんですけども、先ほど村長からの答弁で虫食い状態の土地をつくってはならないというふうなことで50戸を予定どおり建設せざるを得ないというふうな答弁をいただきましたので、この点は省略させていただきます。

次に、3つ目の問題に入ります。

職員の定数改正というふうなことで、私、前の古川村長にも質問したことがあるわけですが、近年、職員の総数がかなり増加しています。保育所・幼稚園が直営時代からの定数が幾らも変わっていないというふうなことでございます。現状に合致した職員の削減の条例に改正したらどうかという質問でございます。

ちなみに村長よりいただきましたこの定数の条例、それから現在、将来の見通しというふうなことが書いてございました。これに加えて、私は、私独自で調べたんですけども、平成20年には、村長部局が44人、それから議会が2人、選管は1人、農業委員会が1人、教育委員会が10人、この当時は、広域消防事務組合は役場の職員ではございませんでしたので入っていませんでしたけれども、それにしても、当時から見れば、村長部局が非常にふえているというふうに思われます。実態と合わせたこの職員の定数条例を改正したらどうかということをお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 藤田議員の質問のとおりでございまして、私もその前の定数について、若干調べてみましたら、村長部局が非常に多くなっていると。皆さんの手元に私が調べていただいた資料を提出しているわけですが、この中の6番目、広域消防派遣職員というのがここ二、三年で出てまいりまして、現在5名でございまして、これを入れると、それでも条例では81名、定員管理計画では68名となっております、これでもまだ差が13名ということで、条例上の人数のほうが非常に多いと。じゃあこれをなぜ条例を維持するのかということになりますと、根拠は非常に弱い。できれば実際の定員管理計画に合わせた条例の数にすべきというのが筋であります。しかしながら、皆さん

ご承知のとおり、職員定数というのは、災害等、さまざまな急な事業が入った場合、人員を確保するためにその枠をとっておかなければならないというのがルールでございます。したがって、その定員管理の目標値に従って、常に異動させるということも困難でございます。できればいろいろな事務事業の見直しをしながら、この適正なる条例の数に合わせたいと。ここで何人ということは申し上げられませんが、減額して合わせていくのが普通であろうというふうに思います。それらの手続に若干時間がかかるというふうには思いますので、今しばらく猶予を願いたいというふうに思います。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、村長よりお話がございました。この中でも今……、12時までと話ししましたけれども、二、三分ちょっと我慢いただきたいというふうに思います。

広域消防は県職員が現在5名と。いずれ、近い将来にこれは全部役場の職員で派遣職員になるということですので、これは当然改正していかなければならない問題だろうなというふうに思います。その中で、感じたわけですけれども、私、前のやつを調べてみました。どうも教育委員会は人数が少なくなっていると。本当に少なくていいのかと。話を聞くとところによると、なかなか手も回らないようで、先ほど村長が言われましたような社会教育だとか、生涯教育、この面倒が少しおろそかになっているのではないかなと。別に教育委員会を教育課長をいじめるつもりはありませんけれども、職員が最近大幅に減っているというふうなことが感じられますので、ここら辺も是正していただきたいなというふうに思いますけれども……。

それから、先ほど言いましたけれども、もう一つ、災害があつたりすれば、緊急の場合のために数名の枠はあけておかなければならないというふうなお話がありました。現にそういう単純な作業で済むものは、パートでも現在行っているわけで、正職員は要所を締めていくのが私の使命だし、現在もそうしているものと思われま。その辺を加味した条例改正をお願いできないかなというふうに思っていますけれども、いま一度村長からの答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） この職務を見直すという中に、当然教育委員会の業務のあり方というものも私は念頭に入れております。教育のあり方については、私自身、教育長の所管にかかわることなのですが、もう少し充実してほしいという私は願いをしております。したがって、そのように業務をやりながら考えてまいりたいと思います。災害

とか、急なそういう事業に対しても、できるだけ対応できるようなゆとりのある条例定数というものを検討してまいりたいと思います。以上でございます。（「以上で私の質問を終わります。ありがとうございました」の声あり）

○議長（木村 修君） 以上で、2番藤田修一君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後0時04分 散会



上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員